

中山間地域農業直接支払事業 第4期対策のあらまし (平成27年度～平成31年度)



長野県農政部農村振興課

中山間地域農業直接支払事業は、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

◇ 対象となる地域

一般的に中山間地域といわれているところで、特定農山村法、山村振興法及び過疎法で指定されている地域や、これらの地域に類似した条件不利地域で、知事が認めた地域です。

◇ 対象となる農用地

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域内」の傾斜基準等を満たす農用地で、集落の話し合いに基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる農用地の団地の合計面積が1ha以上の一団の農用地です。

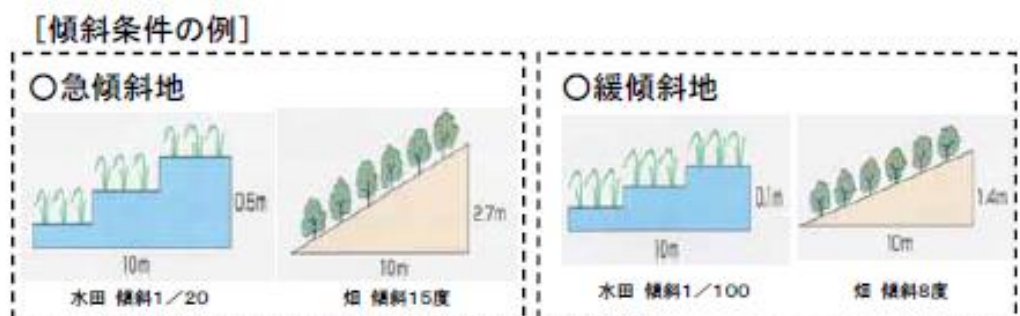
<傾斜基準等>

①急傾斜農用地

(田は1/20以上、畑・草地・採草放牧地は15度以上)

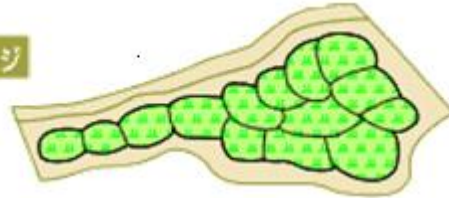
②急傾斜地につながっている緩傾斜農用地

(田は1/100~1/20、畑・草地・採草放牧地は8度以上15度未満)



③ 小区画・不整形な水田
(地形的にほ場整備が難しい谷あいの田)

小区画・不整形水田のイメージ



土地改良が今後も実施
できない農地

交付金を受けるためには、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する必要があります。

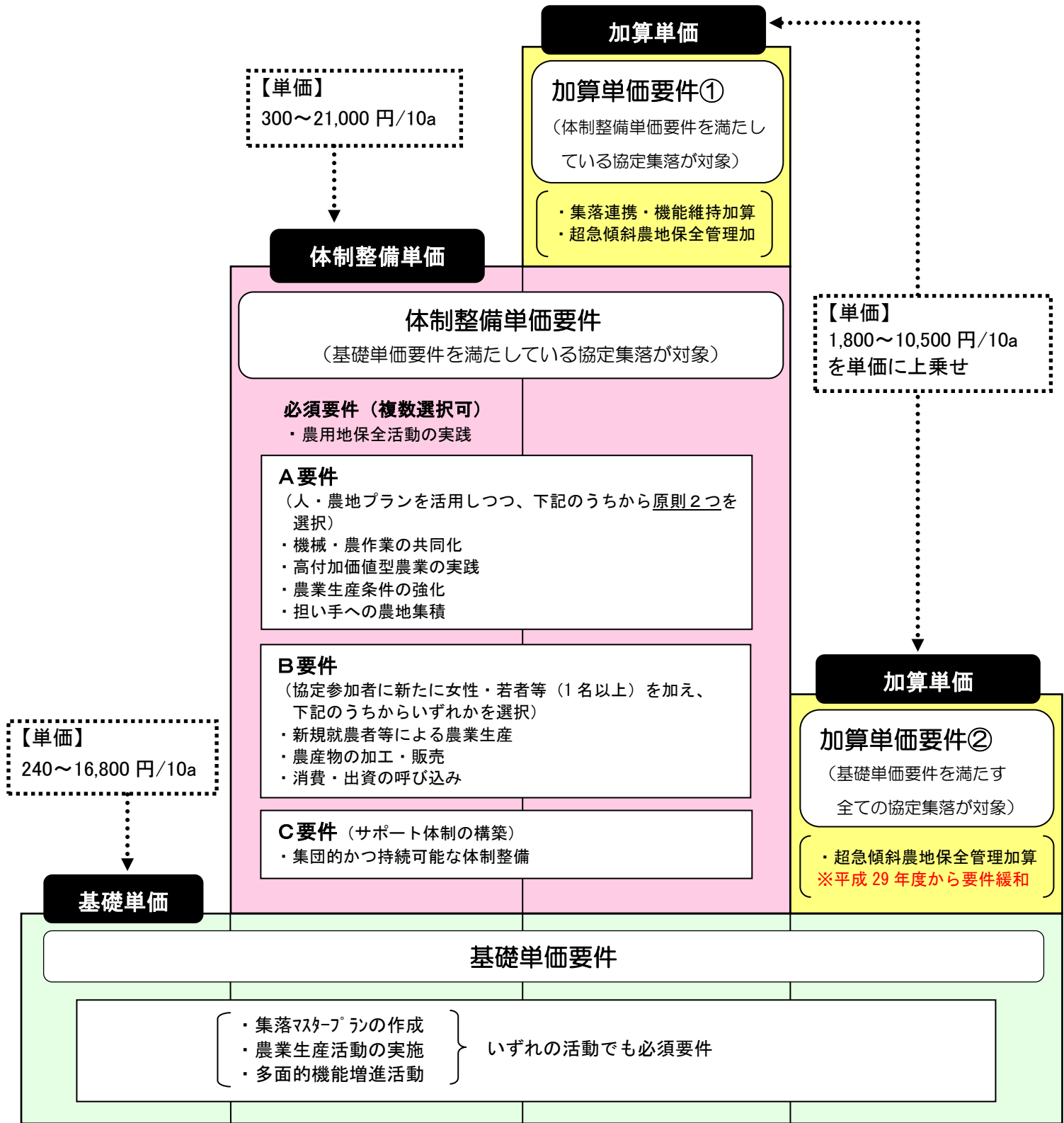
◇ 主な協定内容

- ・ 協定の対象となる農用地の範囲
- ・ 構成員の役割分担
- ・ 集落マスタープラン（集落の将来像と5年間の活動計画）
- ・ 農業生産活動等として取り組むべき事項
- ・ 交付金の活用方法等（個人に配分するほか、一定額をあらかじめ協定により管理し共同取組活動のための費用に充てることができる。）

◇ その他

認定農業者等が、利用権の設定や農作業受委託契約に基づいて農業生産活動を行う場合は、個人として協定を締結できる場合があります。

活動レベルに応じて交付単価が設定されています。



＜お問い合わせ先＞

- このページに関するご質問及びご意見は、農村振興課までご連絡ください。
電話 026-235-7242 / FAX 026-235-7483
メールアドレス noson@pref.nagano.lg.jp